

あいら保育園グラノード広島運営規程

(事業の目的)

第1条 あいら保育園グラノード広島(以下「本園」という。)は、保育を必要とする乳児・幼児であって、満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的として、小規模保育事業(A型)を行う。

(運営の方針)

第2条 本園は、保育の提供に当たり、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進させることに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。

2 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、本園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。

3 本園は、家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。

(名称及び所在地)

第3条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 あいら保育園グラノード広島
- (2) 所在地 広島市東区二葉の里3丁目5-7

(提供する保育の内容)

第4条 本園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他関係法令等を遵守し、厚生労働大臣が定める保育所保育指針(平成20年告示)に沿って、乳幼児の健全な発達に必要な保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本園の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の員数については、入園した乳幼児数により、広島市児童福祉施設設備基準等条例(平成24年広島市条例第58号。以下「市基準条例」という。)における配置基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 園長(管理者)(常勤専従) 1人

園長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 保育士 9人(常勤専従 6人、非常勤 3人)

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての乳幼児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 調理員 2人(非常勤 2人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(4) 嘱託医 1人

嘱託医は、乳幼児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(5) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、本園の乳幼児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(保育を提供する日)

第6条 本園の保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日から1月4日まで、12月30日及び12月31日は保育の提供を行わない。

(保育を提供する時間)

第7条 本園の保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る時間 午前7時30分から午後6時30分まで
- (2) 保育短時間認定に係る時間 午前8時30分から午後4時30分まで
- (3) 前号に係る時間外保育時間 午後4時30分から午後5時30分まで
- (4) 延長保育時間 延長保育は実施しない。

第8条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1・2歳 16人
- (2) 0歳 3人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第9条 本園は、市町村が行う利用調整により本園を利用することとされたときは、これに応じる。

- 2 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。
- 3 本園の乳幼児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条に規定する労働又は疾病その他の事由に該当しなくなったとき
 - (2) 子ども・子育て支援法20条に規定する支給認定を受けた市町村以外の市町村の区

域内に居住地を有するに至ったと認めるとき

- (3) 乳幼児の保護者から保育園利用の取消しの申出があったとき
- (4) その他の事由により、利用調整を行う区役所の福祉事務所長からの連絡に基づき、保育を提供する期間が満了したとき
- (5) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(利用料その他の費用等)

第10条 保護者は、居住する市町村の長が定める額の利用料を、本園へ支払うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として、別表のとおり実費を徴収する。
- 3 前項において提供する便宜は、保護者の持参物で代用することができる。ただし、行事等に係る実費を除く。

(健康管理・衛生管理)

第11条 本園では、乳幼児に対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 本園は、ルクミー（無呼吸・うつ伏せアラーム）の導入と睡眠時のチェックシート（5分おき）を使用し、SIDSの予防に努める。
- 3 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国が策定する「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(障害児保育)

第12条 本園は、障害や発達上の支援を必要とする乳幼児一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、他の乳幼児との生活を通して共に成長できるよう保育を行う。

- 2 本園は、障害や発達上の支援を必要とする乳幼児の家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図るとともに、専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得る。

(緊急時等における対応方法)

第13条 本園において乳幼児に体調の急変や負傷が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、嘱託医又は乳幼児の主治医に相談する等の措置を講じる。あわせて、救急車要請等必要な措置を講じることがある。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに支給認定保護者及び広島市こども未来局保育指導課（以下「保育指導課」という。）に連絡するとともに、必要な措置を講

じる。

(非常災害対策)

第14条 本園は、非常災害に対する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、火災訓練その他必要な訓練を定期的実施する。

(安全対策と事故防止)

第15条 本園は、安全かつ適切に、質の高い保育を提供するために、事故防止・事故対応に関するマニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 本園は、職員に対して乳幼児の安全に関する研修を実施する。

3 本園は、国が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、乳幼児の保護者と十分な連携を取りながら、適切な対応に努める。

4 本園は、事故について、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

また、日頃よりヒヤリハットミーティングを実施し、事故を事前に防ぐよう努める。

5 本園は、事故について、必要に応じて乳幼児の保護者に周知するとともに、広島市保育指導課に報告する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 本園は、乳幼児の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備

(2) 職員による乳幼児に対する虐待等の行為の禁止

(3) 人権の擁護、虐待の防止の啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 前項第2号における虐待等の行為とは、広島市特定教育・保育施設等運営基準条例により引用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第25条に規定する行為をいう。

3 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者（乳幼児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる乳幼児を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情・相談対応)

第17条 本園は、乳幼児の保護者等からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、相談・苦情解決責任者、相談・苦情解決受付担当者、第三者委員等苦情・相談の窓口を設置し、乳幼児の保護者等に対して公表するとともに、苦情等に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情等を受けた場合は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情等申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情等内容及び苦情等に対する対応、改善策について記録する。

(個人情報の保護)

第18条 本園は、次の各号の個人情報について、本園の施設目的の範囲内で利用し、本人または保護者の同意を得た場合等を除き、第三者に提供しない。

- (1) 入園した乳幼児の保護者から得た個人情報及び日々の保育に関して収集して得た個人情報
- (2) 地域の子育て支援に関して得た個人情報
- (3) その他本園の活動に関して得た個人情報

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費徴収）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
物品販売費	帽子	1,150 円
	防水用シート	2,500 円
	歯ブラシ・コップ	500 円
	クレヨン	500 円
	自由画帳	250 円